

いじめ防止基本方針

錦町立西小学校

令和2年12月版

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

錦町立西小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、また、「熊本県いじめ防止基本方針」を受け、次の基本理念をもって、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び解消に取り組む。

【いじめ防止等の対策に関する基本理念】

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠

されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものを想定する。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊んだふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの防止等の対策のための取組

(1) 各組織の構成員

①生活指導委員会

生活指導担当（生徒指導担当、生活指導委員3名、関係担任等）

②生徒指導委員会

生徒指導委員（校長、教頭、生徒指導担当、生活指導担当、関係担任等）

③い・不・特・人委員会（いじめ・不登校・特別支援教育・人権教育）

校長、教頭、教務、生徒指導担当（情報集約担当者）、特別支援コーディネーター、特別支援教育担当、人権教育主任、保健主事（情報集約担当者）、関係担任等

④職員会議

全職員

⑤緊急職員会議

全職員

⑥いじめ対策プロジェクトチーム

校長、教頭、教務、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター
養護教諭、関係職員、錦町町教育委員会、錦町保健センター、錦町住民福祉課、球磨教育事務所サポートチーム（SSW、SC）、県福祉事務所

(2) 各組織の役割

①生活指導委員会

- ・いじめの未然防止についての全体計画の立案、啓発、いじめ事案発生時、または、いじめと思われる事案の事実確認及び今後の対応について検討

②生徒指導委員会

- ・いじめの兆候があると思われる事案が発生した場合の事実確認、対応検討

③い・不・特・人委員会（いじめ・不登校・特別支援教育・人権教育）

- ・いじめ事案が発生した場合の事実確認、対応検討

④職員会議等

- ・いじめの未然防止、いじめ事案発生時の対応についての共通理解
- ・気になる児童の共通理解
- ・いじめまたはいじめと思われる事案についての共通理解

⑤緊急職員会議

- ・いじめ事案が発生した場合の対応について検討、共通理解

⑥いじめ対策プロジェクトチーム

- ・いじめに関する重大事案が発生した場合、事実確認、今後の対応について検討

4 年間計画

(1) いじめの未然防止及びいじめの解消に向けた年間計画

いじめの未然防止及びいじめの解消に向けた年間計画を作成している（資料1参照）。

この計画は、①職員の共通理解、②諸調査・教育相談等、③道徳や学級活動を中心とした「命の大切さを育む指導」、④個別の対応の4つの柱で構成している。この年間計画に沿って実践、検証、次年度へ向けた改善を行うことにより、全職員が共通理解、共通認識のもと、いじめの未然防止と解消に努めていきたい。

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来や夢やそれに挑

戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくりあげることが必要である。

ア 道徳教育、人権教育の推進

学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図る。その際、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。

- ・道徳の時間における「熊本の心」、「つなぐ～熊本の明日へ～」の活用をした道徳心の育成
- ・「命の大切さを育むプログラム」に沿った授業実践による自己有用感、自尊感情の育成（資料 2 参照）
- ・花の宅配便活動（独居老人等へ花を届ける活動）を通じた豊かな情操の育成（7月、11月、2月）
- ・人権週間の設定（6月、12月、2月、年3回）

イ 読書活動、体験活動の推進

読書活動、体験活動を通し、児童の豊かな情操、道徳心、社会性を育むとともに、自他の存在と他人の存在を認め、互いの人格を尊重する態度など、心通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

- ・読書活動～週3回（月、水、木）、朝自習の時間に実施
読み聞かせグループ「こだまの会」による読み聞かせ
（毎月1回、読書月間には昼の放送、昼休みの読み聞かせ、学習発表会における大型紙芝居等）
- ・体験活動～花の宅配便活動
（児童が育てた花の苗を校区内の独居老人、子供110番の家、児童民生委員へ届ける活動）
7月、11月、2月、年3回

ウ 情報モラル教育の推進

インターネット上でのいじめを許さない環境づくりに努める。また、情報モラルにの徹底について、年間指導計画に基づき発達段階に応じた指導を徹底する。

エ 人権宣言を活用したいじめ未然防止

本校児童が採択した人権宣言を全児童が共有し、いじめの未然防止に詰める。（6月）

また、熊本県人権子供集会において採択された「熊本県人権子供集会アピール」を紹介し、いじめの未然防止の啓発、指導に生かす。（12月）

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、職員はもとより、保護者、地域等が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める取組を推進する。

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的に対応していく取組を行う。

ア アンケートの実施及び教育相談

- ・いじめに関する「なかよしアンケート」の実施（6月、9月）
- ・「心のアンケート」を実施（12月）
- ・「なかよしアンケート」及び「心のアンケート」において、いじめについての兆候が見られたり、いじめの事実が確認されたりした場合、児童への聞き取りや保護者との教育相談を実施する。

イ 個別面談

保護者からの申し出があった場合や学校でいじめの兆候が見られたり、いじめの事実が確認された場合、随時、児童や保護者との個別面談を実施し、学校と保護者が連携して解消へ向けた取組を行う。

ウ 相談窓口の設置

いつでも相談できる「いじめ相談窓口」を校内に設置し、教頭、養護教諭等が中心となって相談を受ける。

また、PTA総会、学期末の懇談会等で相談窓口について、保護者へ啓発を行う。

エ 校内研修

いじめ防止対策推進法、熊本県いじめ防止基本方針、本校のいじめ防止基本方針について学ぶ場を設け、「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こりうる」という共通認識のもと、教師が子供の人権を守る意識を高める。

また、教師の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童を傷つけ、または、他の児童によるいじめを助長することも考えられることから、体罰禁止の徹底を図る。

オ チェックリストの活用

「子供のサイン発見チェックリスト」を保護者へ配付し、気になる項目があった場合には、担任または「いじめ相談窓口」へ相談できる体制を整える。

5 いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめが確認された場合は、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知

らせた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認したうえで、適切に指導を行う。

また、特定の教師だけで対応するのではなく、生徒指導部や生徒指導委員会等で共通理解を図り、迅速かつ適切な指導を組織的に行っていく。

なお、事案により、教育委員会への報告、指導のもと、関係機関との連携を図る（資料3参照）。

(1) 被害者への対応

当該児童のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図っていく。そして、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

速やかに組織として対応し、被害者の安全を確保するとともに、当該児童の保護者へ事実関係を報告する。

また、学校と保護者連携のもと、当該児童及び保護者の意見を尊重しながら、迅速かつ誠実に事後の対応を行っていく。

場合によっては、関係機関（球磨教育事務所サポートチーム等）と連携し、心のケアに努める。

(2) 加害者への対応

当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

また、いじめが犯罪行為と思われる場合、警察への通報及び相談を行うなど、警察との連携、協力体制の整備に努める。

なお、傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為があり、他の児童への影響があると認められる児童の保護者に対して、当該児童の出席停止を命じる必要があると認められるときは、錦町立小・中学校管理規則に則り、その旨を教育委員会に報告する。

(3) 集団への対応

当事者間の問題にとどめず、学級・学年、学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

また、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体に訴えていく。（道徳、学級活動、学年集会、全校集会等）

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット

を通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態のとりえ方

いじめ防止対策推進法第28条

【重大事態】

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

<具体的な事例>

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) 調査について

いじめられた児童を最優先し、関係機関と連携し、医療行為や心のケアに万全を期す。その上で、いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、当該児童から十分に聴き取りを行うとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査、聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童の情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

また、調査に当たっては、調査内容、方法、時期等について、錦町教育委員会の指導を仰ぐ。

なお、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（入院や精神的なダメージ）は、保護者の要望、意見を聴取し、連携しながら今後の対応について協議し、調査を行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から、どのように行われ、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者へ説明する。この情報の提供に当たっては、随時、適切な方法で経過を報告することとする。

情報提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

なお、調査結果については、あらかじめ、錦町教育委員会を通じて錦町長へ報告する。